

謄写料請求書＜刑事(被疑者事件を除く)・少年共通＞

書式4-B③
 2021.1月版

弁護士 (登録番号) 提出日
 事件番号: 年()第 号 被告人名:

謄写料を次のとおり請求します。(要疎明資料添付: 謄写枚数及び単価が記載された領収証の写しなど)

謄写 (デジカメ以外)	白黒	枚	カラー	枚	※2色カラーはカラーでの請求となる。
デジカメ 謄写	白黒	枚	カラー	枚	※実際にプリントアウトした枚数

◎元の記録自体がカラーの場合に限る

法テラス 使用欄	白黒 合計	枚	カラー 合計	枚
-------------	----------	------------------------	-----------	------------------------

全枚数の請求の場合(ただし、下記事件の種類に該当する場合に限る)(以下、「否認事件等」という)

- ☐ 否認事件(一部否認を含む) * 否認事件とは公訴事実を争う事件をいう。
☐ 法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件(刑事第一審・少年事件)
☐ 原判決の宣告刑が死刑又は無期の懲役の事件(刑事控訴審)
☐ 原審の判決の内容が死刑又は無期の懲役の事件(刑事上告審)
☐ 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件(刑事事件)
☐ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件(少年事件)
☐ 記録丁数が2000丁を超える事件
 (丁数については ☐ 裁判所に確認した。/ ☐ 自身で枚数を確認した。)

200枚を超える部分のみの請求の場合(以下、「通常事件」という)

(特段の記載は不要。上記否認事件部分にチェックがない場合、通常事件での請求として扱う。)

(ただし、第一審においては第1回公判(審判)前、上訴審において趣意書等の提出前に解任(取下)等された場合は全枚数の請求)

※通常事件での請求では、カラー1枚は白黒2枚として算定。例) 白黒190枚、カラー6枚(×2枚扱い) = 合計202枚として算定

※デジカメ等での謄写について

上記デジカメ謄写(デジカメ等で謄写し、プリントアウトしたもの)があり、実費単価の請求をされる場合は、単価が分かる疎明資料(プリンターのリース契約書の写し等)も添付。

※なお、単価の疎明資料の提出がない場合は原則として定額算定(通常事件としての請求)となる。

＜法テラス記入欄＞

【通常事件】 単価 _____円 × _____枚 単価 _____円 × _____枚 単価 _____円 × _____枚 単価 _____円 × _____枚	控除後 単価 _____円 × _____枚 = _____円 単価 _____円 × _____枚 = _____円 単価 _____円 × _____枚 = _____円 単価 _____円 × _____枚 = _____円 ☐ 実費合計 _____枚 _____円	☐ 定額計算(×@20円) _____円 ☐ 上限計算(×@40円) _____円
---	--	--

【否認事件】 単価 _____円 × _____枚 = _____円 単価 _____円 × _____枚 = _____円 単価 _____円 × _____枚 = _____円 単価 _____円 × _____枚 = _____円	☐ 実費合計 _____円	白黒 40円 × _____枚 = _____円 カラー 100円 × _____枚 = _____円	☐ 上限計算 _____円
---	--------------------------------------	--	---

否認事件等において、同一事件に複数の国選弁護人(付添人)が選任され、謄写記録の複製を作成した。

(注)検察官から無償で交付された事件記録をコピーした場合は、複写ではなく謄写での請求となる。

(算定上は上記のデジカメ謄写枚数欄へ記入)

複写枚数: 白黒 _____枚 カラー _____枚 (※カラーコピーした枚数) *1枚10円(カラーは2枚換算)で算定

- ☐ _____ 弁護士、_____ 弁護士の分として、自分が謄写した記録の複製を作成した。 左記弁護士の所属会
☐ _____ 弁護士が謄写した記録を借り受け、自分の事務所で、自分の分の複製を作成した。 _____ 弁護士会

紙以外の記録媒体を謄写した。(要疎明資料: 単価及び数量が記載された領収証等) (例) CD、DVD、BDなど

実費額 _____円 (記録媒体 _____ 単価 _____円 数量 _____枚)
 実費額 _____円 (記録媒体 _____ 単価 _____円 数量 _____枚)